

内閣府、財務省、厚生労働省、  
○農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第  
環境省 号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の施行に伴い、及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第一百八十一号）第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第一項第二号の規定に基づき、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣	石破 茂
財務大臣	加藤 勝信
厚生労働大臣	福岡 資麿
農林水産大臣	小里 泰弘
経済産業大臣	武藤 容治
国土交通大臣	齊藤 鉄夫

環境大臣　浅尾慶一郎

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、財務省、厚生労働省、  
農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号）の一部を  
環境省

次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線  
を付した部分のように改める。

	改 正 後	
	(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第三十六条 法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一 「略」 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ 有価証券（ホに掲げるもの並びにヘ及びチに掲げるものに該当するものを除く。）	(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第三十六条 「同上」
	一 「同上」 二 「同上」	(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第三十六条 「同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	〔口～ホ 略〕 ～ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 〔ト・チ 略〕 三 「略」	〔口～ホ 同上〕 ～ 不動産特定共同事業法第二条第二項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 〔ト・チ 同上〕 三 「同上」

附  
則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。